

<記載例>

- * この記載例は、登記名義人（登記記録上の所有者）が亡くなり、その子である二人において、自らが相続人である旨の申出を一括で行う場合のものです。
- * 子である二人が連名で申出書を作成する場合の例です（それぞれが個別に自らが相続人である旨の申出を行うこともできます。）。

※ 受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

相 続 人 申 出 書

申出の目的 相続人申告

法務太郎（注１）の相続人

相続開始年月日 令和〇年〇月〇日（注２）

（申出人） 〇県〇市〇町二丁目１２番地
法務 優子（注３）
（氏名ふりがな ほうむ ゆうこ）
（生年月日 昭和〇〇年〇月〇日）（注４）
連絡先の電話番号 〇〇－〇〇〇〇〇－〇〇〇〇（注５）

（申出人） 〇県〇市〇町三丁目３４番地
法務 一郎
（氏名ふりがな ほうむ いちろう）
（生年月日 平成〇〇年〇月〇日）
連絡先の電話番号 〇〇－〇〇〇〇〇－〇〇〇〇

添付情報（注６）

申出人が登記名義人の相続人であることを証する情報（注７）（注８）
住所証明情報（注９）

令和〇年〇月〇日申出 〇〇 法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

不動産の表示（注１０）

不動産番号 １２３４５６７８９０１２３（注１１）
所 在 〇市〇町一丁目
地 番 ２３番

不動産番号 〇９８７６５４３２１０１２
所 在 〇市〇町一丁目２３番地
家 屋 番 号 ２３番

相続関係説明図例（相続人申告登記用）（注6）

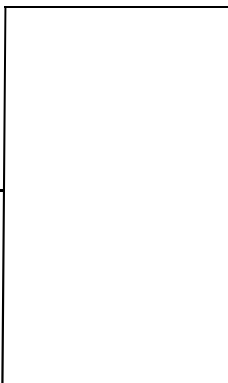
被相続人 法務太郎 相続関係説明図

最後の住所 ○県○市○町○番地

死亡 令和○年○月○日

（被相続人）

法務 太郎



住所 ○県○市○町二丁目 1 2 番地

出生 昭和○年○月○日

（申出人）

法務 優子

住所 ○県○市○町三丁目 3 4 番地

出生 平成○年○月○日

（申出人）

法務 一郎

（法務 花子）

* これは、記載例です。この記載例を参考に、登記名義人（被相続人）と申出人について作成してください。

登記名義人と申出人以外の者については、適宜記載を省略して差し支えありません。

＜解説及び注意事項等＞

- (注 1) 被相続人（亡くなった方）の氏名を記載します。
- (注 2) 被相続人（亡くなった方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- (注 3) 申出人の住所及び氏名を記載します。住民票に記載されているとおり正確に記載してください。
なお、押印は不要です。
- (注 4) 住民票上の申出人の氏名のふりがな及び生年月日を記載した場合は、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。
※ 登記所において、記載された情報により住基ネットに照会を行い、住基ネットから提供された住所と申出書に記載された住所が合致しているかどうかを確認します。
なお、住民票に記載のない方（国内に住所のない方）については住所証明情報の提出を省略することはできません。
- (注 5) 申出書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの）を記載してください。
- (注 6) 被相続人（亡くなった方）と申出人の相続関係を明らかにした「相続関係説明図」（記載例の 2 枚目参照）が提出された場合には、申出書に添付した戸籍の証明書（戸除籍謄本等）及び住民票の写しを、登記の調査が終了した後にお返しすることができます（これを原本還付の手続といいます。）。
- (注 7) 一般的に、①被相続人（亡くなった方）の死亡した日が分かる戸籍の証明書（戸除籍謄本等）、②申出人が被相続人の子であることが分かる戸籍の証明書、③被相続人の死亡した日以後に発行された申出人についての戸籍の証明書が必要になります。1 通の証明書で①～③を満たす場合には、その証明書の添付で足ります。
例えば、1 通の証明書に被相続人の死亡した日が記載され、かつ、申出人が被相続人の子として記載されている場合（申出人につきその戸籍から除籍された旨の記載があるものを除く。）には、その証明書の添付で足ります。
これに対し、被相続人が亡くなる前に申出人が結婚した場合など、被相続人の死亡した日（上記①）が記載された証明書に、申出人の記載がされていないときは、上記①の証明書に加えて、上記②を満たす被相続人の過去の戸籍の証明書と上記③の証明書が必要になります。また、1 通の証明書に、被相続人の死亡した日（上記①）が記載され、かつ、申出人が被相続人の子として記載され（上記②）、申出人につきその戸籍から除籍された旨の記載がある場合には、その証明書に加えて、上記③の証明書が必要になります。どの戸籍の証明書が必要かの判断が難しい場合には、被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍の証明書と、申出人の現在の戸籍の証明書を提出いただいても差し支えありません。
また、法務局の「法定相続情報証明制度」を御利用いただいている場合

には、法定相続情報一覧図の写しを提出するか、法定相続情報番号（法定相続情報一覧図の写しの右上に記載された番号）を申出書に記載することで、上記①～③の証明書の添付に代えることができます。法定相続情報証明制度の具体的な手続については、こちら（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html）を参照してください。

戸籍の証明書の集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問合せください。

- （注 8） 被相続人（亡くなった方）の最後の氏名及び住所が登記記録上の氏名及び住所と異なる場合や被相続人の本籍が登記記録上の住所と異なる場合には、被相続人が登記名義人（登記記録上の所有者）であることが分かる、被相続人の本籍の記載のある住民票の除票又は戸籍の表示の記載のある戸籍の附票の写し等が必要となります。
- （注 9） 申出人の住民票の写し（原本）です。住民票上の申出人の氏名のふりがな及び生年月日を記載した場合は、提出する必要はありません（注 4 参照）。
なお、住民票の写しを提出する場合は、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを取得し提出してください。
また、申出人の現在の住所が記載されている法定相続情報一覧図の写しを提出するか、その法定相続情報番号（法定相続情報一覧図の写しの右上に記載された番号）を申出書に記載することで、住所証明情報の添付に代えることができます。
- （注 10） 申出をする不動産を、登記記録（登記事項証明書や登記情報提供サービス上の情報）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- （注 11） 不動産番号を記載した場合は、土地の所在・地番、建物の所在・家屋番号の記載を省略することができます。
- （注 12） 申出書が複数枚にわたる場合は、各用紙のページ数と総ページ数を記載してください。

*** 注意**

この申出による登記（相続人申告登記）には、次のような留意点がありますので、この申出後、できるだけ早めに相続人の間で遺産分割の話し合いを行っていたき、その結果に基づく相続登記をしていただきますようお願いします。

- ・ 相続した不動産を売却したり、抵当権の設定をしたりするような場合には、別途相続登記をする必要がある。
- ・ この申出によっては、遺産分割の結果に基づく相続登記の義務を履行することができない。